

令和7年分の所得税の確定申告について

受付会場	受付期間	受付時間	備考
帯広税務署	令和8年2月16日(月)から 令和8年3月16日(月)まで	9:00 ~ 16:00	土日祝を除く
清水町役場 (地下大会議室)	令和8年2月16日(月)から 令和8年3月16日(月)まで	9:00 ~ 11:30 13:30 ~ 16:00	2月26日～2月27日(御影支所受付日)と土日祝を除く
御影支所 (大集会室)	令和8年2月26日(木)から 令和8年2月27日(金)まで	26日:13:30～16:00 27日: 9:30～12:00	御影地区の人も役場地下大会議室での申告は可能です。

※帯広税務署で申告する人は事前にホームページや電話等で申告方法をご確認ください。

※還付申告については、2月2日(月)より役場1階税務課窓口にて受付可能です。

事前に作成する書類

以下の書類は、職員の代行作成は行いませんので、必ず事前に作成したうえでお越しください。

受付時に作成の有無について確認します。資料作成が終わっていない人は、受付できません。

■営業、農業等の事業所得、不動産所得の申告に必要な「収支内訳書(決算書)」

■医療費控除の申告に必要な「医療費控除の明細書」

収支内訳書、医療費控除の明細書の所定用紙は役場税務課または御影支所に用意しています。そのほか国税庁ホームページからも入手可能となっています。申告の誤りによる手続きの煩雑化や申告会場での待ち時間の大幅な増加に繋がることから、ご協力のほどよろしくお願ひします。また、医療費の領収書は原則添付不要ですが、税務署から請求が有る場合には掲示または提出しなければならないため、5年間保存する必要があります。

清水町役場で申告書を作成できない人

次のいずれかに該当する人は、清水町役場の確定申告会場にお越しになられた場合でも、町で確定申告書を作成することはできませんので、帯広税務署での申告をお願いします。会場にお越しになられた場合、待ち時間に関係なく帯広税務署での申告をご案内させていただきます。

また、次の内容についてのお問い合わせも帯広税務署までお願いします。

■決算書や収支内訳書の計算、作成について相談のある人(作成済みの人は受付可能です)

■土地や建物・山林の譲渡売却、株式・FX・投資信託・先物取引等による申告がある人

■住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を申告する人で、以下の条件に当てはまる人

複雑な連帯債務に該当する(複数人で負担割合が違うローンを組んでいる等)人、増改築やバリアフリー改修工事等のリフォームを行った人、ローンの借り換えを行った人、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて申告する人で、中古住宅、賃取再販住宅を取得した人

■令和8年1月1日に清水町に住民票がない人、その他、雑損控除などの申告内容が複雑な人

※専門的知識が必要な複雑な申告のため他の人の待ち時間の大幅な増加や、申告内容の誤りによる手続きの煩雑化に繋がることから、作成不可としています。ご理解のほどよろしくお願ひします。

▼お問い合わせ先

所得税の申告等に関すること:帯広税務署

☎(0155)-24-2161

町・道民税に関すること:清水町役場税務課町民税係

☎(0156)-62-1152



国税庁
確定申告書等
作成コーナー



国税庁 HP
納税に関する
総合案内



町 HP
暮らしの情報
－税金